

-【新型コロナウイルス感染症に関する国保・後期高齢者医療における傷病手当金の対応について】

1. 傷病手当金制度概要

- 新型コロナウイルス感染症に感染し(又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合)、療養のために労務に服することができない被保険者が、仕事を休んでいる間に給与の支払を受けることができない場合に、「傷病手当金」を受け取ることができるもの。
- 国保制度等においては、様々な就業形態の方が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、各保険者(自治体等)が、条例に規定して支給することができるとしている(いわゆる「任意給付」)。 ※「任意給付」のため、保険財政に余裕のある保険者が実施することが望ましいとされ、全国的にはこれまでほとんど例がない。



2. 新型コロナウイルス感染症に関する国の対応

- 新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を防止し、労働者が感染した場合(疑いを含む)に、休みやすい環境を整備するため、労務に服することができなかつた期間の給与の3分の2に相当する額の傷病手当金の支給に対し、国が特例的に保険者に対し特別調整交付金で、全額財政支援を行う。

◆対象者◆

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者で、労務に服することができない期間の給与が支給されない者

◆支給要件◆

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

◆支給額◆

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数（ただし、1日 30,887円が上限）

※この支給額について特別調整交付金により、保険者に対し財政支援（国保…小樽市／後期高齢…北海道後期高齢者医療広域連合）

◆適用◆

令和2年1月1日～9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）

国民健康保険

【補正予算額について】

補正予算額 1,825千円

※ピーク時において1日あたりに新たにコロナウイルス感染症を疑って外来を受診する患者数（15～64歳人口）の係数（国が医療提供体制確保の検討時に使用した係数）を用いて国保加入者のうち対象者数を算出し、小樽市の給与収入の中間値をもとに積算

【条例改正について】

現在、小樽市国民健康保険条例上に規定のない、傷病手当金の支給に係る特例を定めるとともに所要の改正を行う。

後期高齢者医療保険

【補正予算額について】 補正予算額なし

※保険者である北海道後期高齢者医療広域連合において補正する。

【条例改正について】

北海道後期高齢者医療広域連合において、傷病手当金の額や支給期間などの必要事項を広域連合の条例において定める。
(4/10 広域連合において専決処分済)

構成市町村である本市においては、傷病手当金の支給に伴う事務として、当該申請書の受付を小樽市後期高齢者医療に関する条例の条文に組み込むとともに、所要の改正を行う。

【新型コロナ対応経済対策概要】予算額74,500千円

小樽市

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の縮小に伴い、幅広な業種に甚大な影響が出ている。
- このため、国の緊急経済対策の効果が出現するまでのタイムラグを市が支援することにより、市内経済を支える中小・小規模事業者の事業継続を支えるため、市独自の対策として、感染拡大防止に配慮しながら、緊急に飲食店に対する支援を実施する。
- また、収束後をにらんだ観光PRなどを実施するほか、その他の業種についても、国の経済対策あるいは地方に配分される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」を活用しながら、今後、事業を検討し支援を行う。

実施内容

1 事業継続を支援 「飲食店事業継続支援事業」：予算額70,300千円 【産業港湾部】

- ▶特に飲食店においては、観光客の減少、外出の自粛やイベントキャンセルなどにより消費が落ち込み、各店の資金繩りが悪化。
 - ▶このため、目先の資金繩りの一助として固定費である家賃の支払いを支援し、事業継続への意欲の喚起と、地域や暮らしを守る契機とする。
- ✓ 対象店舗：売上が前年同月比40%以上減少している飲食店 約700店舗を想定
 - ✓ 補助額等：店舗家賃の2分の1を、2か月分(5月・6月分合せて上限10万円、千円未満切り捨て、口座振込)
 - ✓ 受付期間：令和2年4月30日～令和2年6月30日(原則、郵送又は電子メールによる受付)

2 感染拡大の抑止 「除菌電解水無料配布事業」：予算額1,600千円 【総務部】

- ▶市内でアルコール消毒液が手に入りにくい状況であることから、本市が除菌電解水の製造機器を3台購入。配布会場(市内数か所を予定)を開設し、市民や飲食店等に除菌電解水を無料配布することで、感染拡大抑止の一助とする。

3 感染収束後に向けた観光PR 「特設ウェブサイト構築」など：予算額2,600千円 【産業港湾部】

- ▶特設ウェブサイト構築：新型コロナ対策に関連する今後の取組のほか、収束後にはイベント情報などを発信するためのサイトを構築。
- ▶SNSキャンペーン：小樽の好きな場所や景色などの投稿を募集し、抽選で100組に、収束後に利用できる宿泊券を提供。
画像などの情報が広く発信されることで、収束後の小樽への訪問意欲を高める。

緊急に実施

- 『飲食店事業継続支援事業』
- 『除菌電解水無料配布事業』
- 観光PR『特設ウェブサイト構築』等

状況判断後、速やかに実施

『飲食店応援
クーポン事業』など

【飲食店事業継続支援事業】予算額70,300千円

- 特に飲食店においては、観光客の減少、外出の自粛やイベントキャンセルなどにより消費が落ち込み、各店の資金繩りが悪化。
- 市におけるセーフティネット保証等の融資相談や商工会議所の相談受付、国の融資実行において、飲食店の割合が約4割と最も多い。
- そのため、目先の資金繩りの一助として固定費である家賃の支払いを支援し、事業継続への意欲の喚起と、地域の暮らしを守る契機とする。

1 実施内容 飲食店の事業継続を支援するため、店舗家賃の一部を補助

【対象】 店内で飲食を提供する店舗であり、次の要件のいずれにも該当する事業者

- ① 週5日以上、通年営業している店舗
- ② 食品衛生法による営業許可（飲食店営業、喫茶店営業に限る）を受けている事業者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、店舗の売り上げが令和2年3月、4月又は5月のいずれかの月が前年同月比で40%以上減少している事業者
- ④ 家賃の賃貸契約を交わし、令和2年5月及び6月に支払うべき店舗家賃がある事業者

※対象となる飲食店の例示

食堂、レストラン、専門料理店（日本料理、中華料理、焼肉店など）、そば・うどん店、ラーメン店、すし店、居酒屋、バー、スナック、喫茶店など

【補助内容】 店舗家賃の2分の1を、2か月分（5月・6月分合せて上限10万円、千円未満切り捨て、口座振込）

【申請期間】 令和2年4月30日(木)～6月30日(火)

【申請方法】 原則、郵送又は電子メール（混雑による人の密集を避けるため）

【申請書類】 申請書のほか、上記の対象要件を満たすことが確認できる書類

2 予算の内訳

【予算額】 70,300千円（一般財源70,300千円）

- ✓ 補助金 : 70,000千円 (100千円 (上限額) × 700件)
- ✓ 需用費 : 180千円 (封筒など消耗品費)
- ✓ 役務費 : 120千円 (決定通知などの郵送費)

※平成28年経済センサス結果
『飲食店781件』を基に算定